

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

| 法令名及び条項                                | 処分の概要               | 担当課名  |
|--|---------------------|-------|
| 租税特別措置法の規定による優良宅地造成認定規則（昭和56年規則第1号）第9条 | 開発許可を受けた宅地の造成に関する特例 | 都市計画課 |

標準処理期間は、10日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。